

【お願い】

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会の模様はライブ配信させていただきます。

なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ライブ配信のご案内】

インターネットで株主総会の模様を映像と音声でライブ配信します。

具体的な視聴方法につきましては、本招集ご通知5頁から6頁に記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

第114期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月23日（金曜日）
開会 午前10時

開催場所

横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル9階
横浜シンポジア

目次

■ 第114期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	7
第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	40
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	46
■ 株主通信（ご参考）	51

株式会社 日新

証券コード：9066

株 主 各 位

証券コード 9066
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

横浜市中区尾上町6丁目81番地
株式会社 日新
代表取締役社長 筒井雅洋

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nissin-tw.com/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日新）または証券コード（9066）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



新型コロナウイルスの感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）または書面により議決権を行使することもできますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までにインターネットウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使くださるか、または2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、**株主総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます。**具体的な視聴方法につきましては、本招集ご通知5頁から6頁をご参照ください。ライブ配信では、議決権のご行使およびご意見・ご質問等を承ることはできませんが、ご理解をお願い申し上げます。

敬 具

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日時点の流行状況やご自身の健康状態を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。そのため、当日ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル9階 横浜シンポジア
3. 目的事項
報告事項
- 第114期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第114期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 議決権の行使について
- インターネット等による方法と議決権行使書の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
議決権行使書の郵送において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面として本招集ご通知を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使についてのご案内



インターネットにより議決権を行使される場合

当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。



行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時45分送信分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027 (受付時間：午前9時～午後9時)



書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時45分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

- インターネットと書面を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 議決権行使書の郵送において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

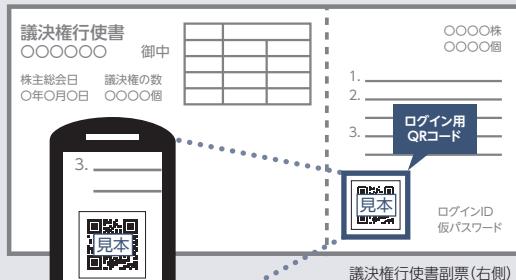
インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

QRコードでのログイン方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。



同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

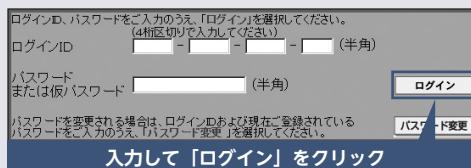
ログインID・仮パスワードでのログイン方法



1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufig.jp/>

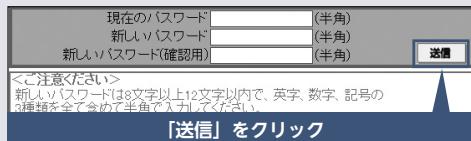
2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」
「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ・ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

インターネットによる議決権行使は、**2023年6月22日（木曜日）午後5時45分送信分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営している「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによるライブ配信のご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1. ライブ配信日時

2023年6月23日（金）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能です。

2. 株主様専用サイトへアクセス

- (1) 議決権行使書裏面に記載の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」(以下、本サイト)へアクセスのうえ、ご利用ください。
- (2) スマートフォン等によりQRコードを読み込んでいただくと、ログインIDとパスワードの入力を省略してログインすることができます。
- (3) スマートフォン等をご利用されない場合は、<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>にアクセスいただき、議決権行使書の裏面に記載されているログインIDとパスワードをご入力いただくことでログインすることも可能です。

<<株主様認証画面 (ログイン画面)>>

<<同封の議決権行使書裏面 (イメージ)>>



*Internet Explorer (インターネット エクスプローラー) はご利用いただけませんのでご注意ください

3. ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に本サイトへログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。



4. ご留意事項

- ①インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ②議決権行使は行使期限にご留意いただき、インターネット投票や議決権行使書の郵送、または委任状等で代理権を授与する代理人（議決権を有する当社株主に限る）による当日のご出席をお願いいたします。
- ③インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ④ライブ配信の撮影、録画、録音、保存は固くお断りいたします。
- ⑤当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ⑥やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。その場合は本サイトによりお知らせいたします。
- ⑦ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ⑧ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

本サイトに
関するお問い合わせ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案について同じ。）全員（7名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について、指名報酬委員会における議論を踏まえ、各候補者の資質および取締役会の構成等の観点から検討を行った結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任であると判断しているとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

つ っ い ま さ ひ ろ
筒 井 雅 洋

(1953年2月25日生)

所有する当社株式の数
57,563株

再任



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 大阪商船三井船舶(株)入社
- 1986年7月 当社入社
- 1993年6月 当社取締役
- 2001年4月 当社常務取締役
- 2005年6月 当社専務取締役
- 2007年6月 当社代表取締役副社長
- 2008年6月 当社代表取締役社長業務執行責任者
- 2019年6月 横浜航空貨物ターミナル(株)代表取締役社長
- 2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在）

■取締役候補者とした理由

代表取締役社長として当社グループのグローバル化を推進しております。これまでの業務執行責任者としての経験と実績を、当社グループの持続的企業価値向上に活かすため、取締役候補者としたしました。

2

わた なべ
渡邊じゅんいちろう
淳一郎 (1956年5月30日生)所有する当社株式の数
12,634株

再任



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 (株)三和銀行入行
 2009年11月 当社入社
 2010年6月 当社執行役員
 2012年6月 当社取締役執行役員
 2012年10月 当社取締役常務執行役員
 2016年4月 当社取締役専務執行役員
 2020年4月 当社社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当（現在）
 2020年6月 当社代表取締役専務執行役員（現在）

■取締役候補者とした理由

営業部門や企画、管理部門の責任者として経営に携わり、社長補佐、営業本部長として当社グループの収益力向上に取り組んでおります。金融業界に関する知見と、これまでの当社における営業本部長としての実績をさらに高めるべく、取締役候補者となりました。

3

つつ い
筒井まさ たか
昌隆 (1967年10月10日生)所有する当社株式の数
45,718株

再任



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
 2011年4月 当社人事部長
 2013年4月 当社執行役員
 2014年6月 当社取締役執行役員
 2016年4月 当社取締役常務執行役員
 2020年4月 当社取締役専務執行役員（現在）
 2020年4月 当社事業本部長（現在）

■取締役候補者とした理由

通関部門や人事部門を中心に豊富な経験と知見を有し、通関業務のグローバル化への対応や人材育成の確保にも努めております。これまでの管理、営業部門に関する経験と、通関業務に関する見識を活かし、事業部門の収益拡大を図るべく、取締役候補者となりました。

4

くわはら さとし
葉原 智

(1961年6月10日生)

所有する当社株式の数
9,781株

再任


■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2013年4月 当社経営企画部長
 2015年4月 当社人事部長
 2016年4月 当社執行役員
 2020年4月 当社常務執行役員
 2022年4月 当社管理本部長（現在）
 2022年6月 当社取締役常務執行役員（現在）

■取締役候補者とした理由

企画部門や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有し、管理本部長として経営基盤の強化に努めており、これまでの経験と見識を活かし、さらなる経営基盤の強化を図るべく、取締役候補者いたしました。

5

さくらい てつお
桜井 哲男

(1961年11月8日生)

所有する当社株式の数
4,621株

再任


■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2014年4月 当社総合営業第一部長
 2017年4月 当社執行役員
 2020年4月 当社常務執行役員
 2022年6月 当社取締役常務執行役員（現在）
 2023年4月 当社航空事業部担当、兼モビリティ営業第一部、モビリティ営業第二部管掌（現在）

■取締役候補者とした理由

豊富な海外勤務の実績と航空・海上部門を中心に当社国際物流分野における幅広い経験と知見を有しており、自動車関連物流の拡大に取り組んでおります。これまでの国際物流分野における経験を活かし、さらなる事業拡大を図るべく、取締役候補者いたしました。

6

みね しげき
峯 茂樹

(1961年5月4日生)

所有する当社株式の数
3,121株

新任



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年4月 当社入社
- 2012年4月 当社神戸支店長
- 2014年4月 当社大阪支店長
- 2015年4月 当社執行役員
- 2021年4月 当社常務執行役員（現在）
- 2023年4月 当社関東倉庫事業部、通関部担当、兼車両事業部長、兼海運・港運事業部長（現在）

■取締役候補者とした理由

海運、港運、倉庫を中心とした現業部門に関する豊富な経験と知見を有し、収益力の向上、業務効率の改善に取り組んでおります。これまでの経験と見識を活かし、事業基盤の強化を図るべく、取締役候補者としていたしました。

7

ふじもと すすむ
藤本 進

(1948年12月5日生)

所有する当社株式の数
5,400株

再任

社外取締役
独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1972年4月 大蔵省入省
- 1992年6月 アジア開発銀行理事
- 1998年6月 横浜税関長
- 2007年6月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役
- 2008年4月 三井住友海上火災保険(株)取締役常務執行役員
- 2014年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役副社長執行役員
- 2014年4月 三井住友海上火災保険(株)副社長執行役員
- 2016年4月 (株)インターリスク総研取締役会長
- 2018年10月 当社顧問
- 2019年4月 (株)東海東京調査センター取締役会長（現在）
- 2019年6月 当社社外取締役（現在）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤本進氏は、長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、社外取締役候補者としていたしました。同氏には、独立した立場から、これら経験と見識を活かした意見、助言を期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 筒井雅洋氏は2022年6月まで、横浜航空貨物ターミナル㈱の代表取締役を務めておりました。横浜航空貨物ターミナル㈱と当社との間には、航空貨物上屋業務等の取引がありますが、その支払額の割合は当社の年間連結売上高の0.1%未満となっております。
3. 藤本進氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤本進氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 藤本進氏は現在当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 藤本進氏は2016年6月まで、MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱の取締役を務めておりました。MS&ADインシュアランスグループと当社との間には、海上保険等の取引がありますが、その取引額の割合は当社の年間連結売上高の0.2%未満であります。
6. 藤本進氏は2019年6月まで当社顧問を務めておりましたが、当社・当社子会社の業務執行を行ったことはなく、同氏の有する経験・見識に基づく経営への助言をいただくことを目的としたものであります。
7. 藤本進氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の29ページに記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2024年2月に同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

1	やま だ 山田	しん や 真矢	(1959年12月12日生)	所有する当社株式の数 一株	新任	社外取締役 独立役員
---	-------------------	-------------------	----------------	------------------	----	---------------



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 (株)横浜銀行入行
- 2007年 4月 同行ダイレクト営業部長
- 2008年 4月 同行個人営業部長
- 2009年 4月 同行執行役員
- 2014年 4月 同行常務執行役員
- 2015年 4月 神奈川県中小企業再生支援協議会統括責任者
- 2019年 6月 (株)横浜銀行常勤監査役

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山田真矢氏は、銀行業界を中心として、財務、リスク管理および経営に関する豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏には、独立した立場から、これら経験や見識を活かした意見、助言を期待しております。

2

こがゆ
小粥じゅんこ
純子

(1967年10月10日生)

所有する当社株式の数
一株

再任

社外取締役
独立役員

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4月 中央新光監査法人入所
- 1994年 3月 公認会計士登録
- 2006年 9月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所
- 2012年 8月 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長
- 2012年10月 東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現在）
- 2020年 1月 小粥純子公認会計士事務所開設（現在）
- 2020年 3月 税理士登録
- 2020年 4月 竹内絢子税理士事務所入所（現在）
- 2020年12月 日本調理機(株)社外取締役監査等委員（現在）
- 2021年 6月 当社社外取締役監査等委員（現在）
- 2021年11月 大和ハウスリート投資法人監督役員（現在）
- 2022年 3月 (株)セレス社外取締役監査等委員
- 2022年 6月 (株)民間資金等活用事業推進機構社外監査役（現在）
- 2022年 6月 (株)商工組合中央金庫社外監査役（現在）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小粥純子氏は、社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通し、財務および会計に関する豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から、これら経験や見識を活かした意見、助言を期待しております。

3

すずき かずひろ
鈴木 和宏

(1957年8月15日生)

所有する当社株式の数
一株

新任

社外取締役
独立役員

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 横浜市役所入庁
- 2008年4月 同市行政運営調整局財政部長
- 2010年4月 同市総務局副局長
- 2011年5月 同市保土ヶ谷区長
- 2014年4月 同市財政局長
- 2018年6月 横浜ベイサイドマリーナ(株)代表取締役社長

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鈴木和宏氏は、長年にわたり行政の財務に関する業務に従事し、財務および経営に関する豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏には、独立した立場から、これら経験や見識を活かした意見、助言を期待しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田真矢氏、小粥純子氏および鈴木和宏氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は小粥純子氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 小粥純子氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 山田真矢氏および鈴木和宏氏の選任が承認された場合は、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 山田真矢氏は2015年3月まで当社の特定関係事業者である(株)横浜銀行の業務執行者でありました。
6. 小粥純子氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 山田真矢氏および鈴木和宏氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の29ページに記載のとおりです。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2024年2月に同程度の内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合の当社取締役の専門性と知識・経験は以下のとおりとなります。

氏名	地位	属性	専門性と知識・経験								
			企業経営	営業・事業戦略	財務・会計	グローバル	行政・研究機関	人事・労務・人材開発	法務・コンプライアンス	IT	
筒井 雅洋	代表取締役社長 社長執行役員	—	●	●		●			●	●	
渡邊 淳一郎	代表取締役 専務執行役員	—	●	●	●	●					
筒井 昌隆	取締役 専務執行役員	—		●					●		
栗原 智	取締役 常務執行役員	—			●	●			●	●	●
桜井 哲男	取締役 常務執行役員	—		●		●					
峯 茂樹	取締役 常務執行役員	—		●							
藤本 進	取締役	社外・独立	●			●	●				
山田 真矢	取締役 (監査等委員)	社外・独立	●		●				●		●
小粥 純子	取締役 (監査等委員)	社外・独立			●	●	●		●		
鈴木 和宏	取締役 (監査等委員)	社外・独立	●		●		●		●		

※ 上記一覧表は、各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考) 政策保有株式に関する事項

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、グループ事業における取引先との関係維持・強化、取引拡大等の観点から総合的に勘案し政策保有株式を保有しておりますが、合理的意義がある場合を除き、新たな政策保有株式の取得は行わないこととしております。

個別の政策保有株式について、保有目的や便益等を精査し、資本効率等を踏まえたうえで保有の適否を定期的に検証することとしております。

2. 政策保有株式の保有状況

区 分		第112期 (2021年3月期)	第113期 (2022年3月期)	第114期 (当期) (2023年3月期)
保有銘柄数	上場	60	55	48
	非上場	58	58	58
	合計	118	113	106
貸借対照表計上額 (百万円)	上場	11,591	12,336	11,986
	非上場	813	913	913
	合計	12,404	13,249	12,899

(政策保有株式売却額の推移)

区 分	第112期 (2021年3月期)	第113期 (2022年3月期)	第114期 (当期) (2023年3月期)
売却銘柄数	8	6	7
売却額 (百万円)	225	525	1,172

- (注) 1. 有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」を「政策保有株式」として、その保有状況の推移を記載しています。
2. みなし保有株式は含めておりません。(ご参考：当期4,894百万円)
3. 貸借対照表計上額の増加は主に時価評価によるものであります。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、経済活動の正常化が進む一方で、労働力不足や資源価格の高騰によるインフレの進行と、それに伴う各国の金融引き締め政策等により、景気持ち直しのペースは鈍化しました。わが国においても、個人消費を中心とした緩やかな回復が続いたものの力強さに欠け、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、昨年4月よりスタートした第7次中期経営計画において、次世代に対応した新たな姿の構築を目指す観点のもとグループ一丸となり、事業基盤、経営基盤強化に向けた取り組みを進めております。物流事業においては、上期続いた緊急貨物輸送の取り扱いや運賃の高騰は、下期に入り徐々に収束傾向となりましたが、海上、航空貨物ともに取扱いは総じて堅調に推移しました。旅行事業においては、業務渡航や団体旅行の取り扱いが回復基調で推移しました。

これらの結果、当期における売上高は前期比0.8%増の194,165百万円、営業利益は前期比39.0%増の12,643百万円、経常利益は前期比38.3%増の13,634百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比65.4%増の10,528百万円となりました。

①物流事業

[日本]

航空輸出では、機械設備等の取り扱いが堅調に推移し、輸入では自動車関連貨物の取り扱いが収益に貢献しました。海上輸出では、機械設備や化学品の取り扱いが堅調に推移し、輸入では食品や雑貨等の取り扱いが好調となりました。倉庫事業において食品の取り扱いが堅調に推移しました。

[アジア]

タイでは、自動車関連貨物の取り扱いが、海上・航空ともに堅調に推移し、アジア域内物流が活発化しました。ベトナムでは、自動車関連貨物のほか、家電製品や日本向け雑貨等の取り扱いが堅調に推移しました。インドでは、二輪車の取り扱いのほか、自動車関連貨物の航空輸出の取り扱いが収益に寄与しました。

[中国]

香港では、上期においては北米向け家電製品の海上輸出の取り扱いが堅調に推移しましたが、下期に入り減少傾向となり、海上・航空運賃の下落により収益は低下しました。上海では、ロックダウンの影響等があったものの、家電製品や消費財の倉庫業務の取扱いは堅調に推移しました。

[米州]

米国では、倉庫保管業務が堅調に推移し、上期においては自動車関連貨物の取り扱いや食品関連貨物の航空輸出の取り扱いが活発化、メキシコ、米国間のクロスボーダー輸送や港湾混雑による海上輸入貨物の国内代替輸送が収益に貢献しました。下期に入ると取り扱い貨物の物量は輸出入ともに減少傾向となりました。

[欧州]

ドイツでは、家電製品の取り扱いが堅調に推移し、自動車関連貨物の取り扱いが収益に貢献、ポーランドでは、倉庫業務や域内配送業務が堅調に推移しました。昨年4月、ドイツ、フランスにおいて医薬品の流通における品質管理基準を定めたGDP（※）認証を取得するなど医薬品物流にも注力しました。

※GDP：医薬品の流通における品質管理基準（Good Distribution Practice）

これらの結果、売上高は前期比0.7%減の187,688百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比26.2%増の11,826百万円となりました。

②旅行事業

主力業務である業務渡航の取扱いは回復基調で推移し、国内・海外団体関係の取り扱いが収益に寄与しました。

この結果、売上高は前期比111.7%増の5,366百万円、セグメント損失（営業損失）は14百万円（前期セグメント損失（営業損失）1,053百万円）と大幅に改善しました。

③不動産事業

京浜地区における工事関連の監理業務の減少等がありましたが、行動制限の解除に伴う大型観光バスの利用等による駐車場収入の増加等が収益に寄与しました。

この結果、売上高は前期比5.6%減の1,519百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比6.8%増の816百万円となりました。

事業別の売上高および営業利益

(単位：百万円)

区 分	売 上 高				営 業 利 益			
	当 期	前 期	当 期 構成比	前期比 増減率	当 期	前 期	当 期 構成比	前期比 増減率
物 流 事 業	187,688	188,961	96.7%	△0.7%	11,826	9,372	93.5%	26.2%
旅 行 事 業	5,366	2,535	2.8%	111.7%	△14	△1,053	△0.1%	－
不 動 産 事 業	1,519	1,609	0.8%	△5.6%	816	765	6.5%	6.8%
報告セグメント計	194,574	193,107	100.2%	－	12,628	9,084	99.9%	－
調 整 額 計	△409	△407	△0.2%	－	14	14	0.1%	－
合 計	194,165	192,699	100.0%	0.8%	12,643	9,098	100.0%	39.0%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、新倉庫建設、土地取得など14,139百万円であり、設備投資資金は、自己資金および借入金を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的なインフレと、それに伴う欧米各国の金融引き締め政策の影響による景気の減速懸念や金融不安等、先行き不透明感が増すことが見込まれます。

このような状況下、当社グループは、昨年4月にスタートした第7次中期経営計画（2022年4月～2027年3月）において、「事業ポートフォリオ戦略の推進」、「ESG経営の推進」、「DX

の推進」の3点に重点を置き、事業基盤・経営基盤の強化を着実に進めてまいります。

事業ポートフォリオ戦略の推進では、コア事業の深耕化や成長分野への投資を進めるとともに、新領域事業への挑戦として従来とは異なる視点、発想により物流関連事業を創出し企業価値を高めてまいります。

ESG経営の推進では、サステナビリティに関わる重要課題（マテリアリティ）を特定し、気候変動への対応として、脱炭素の動きを着実に捉えた営業活動の推進と、CO2排出量削減目標を設定し、再生可能エネルギーの利用促進や環境に配慮した設備の拡充等により、計画的な削減を進めてまいります。また、人的資本においては、ダイバーシティや女性の活躍推進により多様な人財の確保、育成にも努めてまいります。

DXの推進では、最先端のデジタル技術を活用した物流商品の開発や環境負荷低減の独自サービスの提供等を進めてまいります。

また、資本効率の向上のため、自己資本利益率（ROE）を主要な経営指標とし、資本コストを上回る収益性の確保をはじめ、政策保有株式の縮減による資産効率の改善、自己資本と負債の適正なバランスの維持による資本構成の最適化に努めてまいります。

これらの取り組みを通じて、財務目標の達成と、株主価値・企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第111期 (2020年3月期)	第112期 (2021年3月期)	第113期 (2022年3月期)	第114期(当期) (2023年3月期)
売上高	197,387 百万円	155,915 百万円	192,699 百万円	194,165 百万円
経常利益	4,114 百万円	4,287 百万円	9,859 百万円	13,634 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,705 百万円	2,007 百万円	6,365 百万円	10,528 百万円
1株当たり当期純利益	137円13銭	103円55銭	329円61銭	540円47銭
総資産	118,678 百万円	132,973 百万円	144,898 百万円	153,263 百万円
純資産	60,437 百万円	65,848 百万円	74,406 百万円	85,263 百万円

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (間接所有分)	主要な事業内容
株式会社北海道日新	95百万円	100%	貨物自動車運送業、倉庫業
日新産業株式会社	50百万円	100%	構内作業
株式会社九州日新	450百万円	100%	倉庫業、貨物自動車運送業
鶴見倉庫株式会社	40百万円	100%	倉庫業、港湾荷役事業
日新航空サービス株式会社	100百万円	96%	旅行業
板橋運送株式会社	80百万円	67.56%	貨物自動車運送業、不動産業
京浜不動産株式会社	100百万円	94.20%	不動産業
NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC. (米国日新)	350万米ドル	100%	利用運送業、倉庫業、通関業
NISSIN (U.K.) LTD. (英国日新)	380万英ポンド	100%	利用運送業、倉庫業
NISSIN TRANSPORT GmbH (ドイツ日新)	235万ユーロ	100%	利用運送業、倉庫業、通関業
日新運輸倉庫(香港)有限公司 (香港日新)	730万香港ドル	100%	利用運送業、倉庫業
上海高信国際物流有限公司 (上海高信)	5,450万人民币	25 (55)%	利用運送業、倉庫業
SIAM NISTRANS CO., LTD. (タイ日新)	2,500万タイバツ	49%	利用運送業、通関業
NISSIN LOGISTICS (VN) CO., LTD. (ベトナム日新)	50万米ドル	71%	利用運送業、倉庫業、通関業
日日新国際物流有限公司	7,000万人民币	0 (100)%	利用運送業、倉庫業

(注) 当社の連結子会社は上記記載の重要な子会社を含む55社であり、持分法適用会社は4社であります。当期の連結売上高は194,165百万円(前期比0.8%増)となり、連結営業利益は12,643百万円(前期比39.0%増)、連結経常利益は13,634百万円(前期比38.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は10,528百万円(前期比65.4%増)となりました。

(6) 主要な事業内容

- | | |
|---------|---|
| ① 物流事業 | 国際複合一貫輸送、海外物流、航空貨物輸送、港湾運送、自動車運送、倉庫、構内作業 他 |
| ② 旅行事業 | 旅行業 他 |
| ③ 不動産事業 | 不動産の賃貸 他 |

(7) 本店および支店

- ① 当社の本店および支店

本店	横浜市中区尾上町6丁目81番地
支店	東京本社（東京都千代田区）、大阪事務所（大阪市中央区）
- ② 重要な子会社の本店
 - 株式会社北海道日新（北海道札幌市）
 - 日新産業株式会社（神奈川県横浜市）
 - 株式会社九州日新（福岡県福岡市）
 - 鶴見倉庫株式会社（神奈川県横浜市）
 - 日新航空サービス株式会社（東京都中野区）
 - 板橋運送株式会社（東京都板橋区）
 - 京浜不動産株式会社（神奈川県横浜市）
 - NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A.,INC.（米国）
 - NISSIN (U.K.) LTD.（英国）
 - NISSIN TRANSPORT GmbH（ドイツ）
 - 日新運輸倉庫（香港）有限公司（香港）
 - 上海高信国際物流有限公司（中国）
 - SIAM NISTRANS CO., LTD.（タイ）
 - NISSIN LOGISTICS (VN) CO., LTD.（ベトナム）
 - 日日新国際物流有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

事業別の区分	従業員数	前期比
物流事業	5,506 名	△179 名
旅行事業	210	△7
不動産事業	13	△5
合計	5,729	△191

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,270 百万円
株式会社横浜銀行	3,890
株式会社三井住友銀行	3,370

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式総数 20,272,769株
 (うち自己株式 433,059株)
 (3) 株 主 数 5,072名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,953 千株	9.84 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,048	5.28
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	986	4.97
株 式 会 社 横 浜 銀 行	978	4.93
日 新 商 事 株 式 会 社	890	4.48
日 新 社 員 持 株 会	800	4.03
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	735	3.70
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	649	3.27
日 新 共 栄 会	561	2.83
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	423	2.13

(注) 持株比率は自己株式 (433,059株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	当社普通株式 10,849 株 (-)	6 名 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	当社普通株式 - (-)	- (-)

- (注) 1. 株式報酬の内容につきましては、4 (4) ④取締役 (監査等委員であるものを除く。) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。
 2. 上記のほか、取締役を兼務しない常務執行役員2名に対して譲渡制限付株式2,712株を付与しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	筒井 雅 洋	
代表取締役 専務執行役員	渡 邊 淳一郎	社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当
取締役 専務執行役員	筒 井 昌 隆	事業本部長
取 締 役 常務執行役員	烏 尾 省 治	特命担当（業務高度化、旅行事業）、兼化学品営業第一部、化学品営業第二部、ビジネスソリューション営業部、複合輸送営業部、グローバルロジスティクス営業部、食品物流営業部管掌
取 締 役 常務執行役員	栞 原 智	管理本部長
取 締 役 常務執行役員	桜 井 哲 男	航空事業部、モビリティ営業部担当
取 締 役	藤 本 進	株式会社東海東京調査センター取締役会長
取 締 役 (監査等委員) 勤	藤 根 剛	日新航空サービス株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	増 田 文 彦	
取 締 役 (監査等委員)	小 粥 純 子	公認会計士・税理士、東北大学会計大学院教授、日本調理機株式会社社外取締役監査等委員、大和ハウスリート投資法人監督役員、株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役、株式会社商工組合中央金庫社外監査役

- (注) 1. 藤本進氏、藤根剛氏、増田文彦氏および小粥純子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部監査部門等との連携強化を目的に、藤根剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である藤根剛氏は中小企業診断士の資格を有しており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である小粥純子氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 日新航空サービス株式会社は当社の子会社であります。

6. 株式会社東海東京調査センター、東北大学会計大学院、日本調理機株式会社、大和ハウスリート投資法人、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社商工組合中央金庫と当社との間には特別の関係はありません。
7. 代表取締役社長筒井雅洋氏は横浜航空貨物ターミナル株式会社の代表取締役社長を兼務しておりましたが、2022年6月22日をもって退任しております。なお、横浜航空貨物ターミナル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
8. 監査等委員である増田文彦氏は神奈川臨海通運株式会社の取締役相談役を兼務しておりましたが、2022年6月21日をもって退任しております。なお、神奈川臨海通運株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
9. 監査等委員である小粥純子氏は株式会社セレスの社外取締役監査等委員を兼務しておりましたが、2023年3月29日をもって退任しております。なお、株式会社セレスと当社との間には特別の関係はありません。
10. 2022年6月23日開催の定時株主総会において、新たに栗原智氏、桜井哲男氏が取締役に選任され、就任いたしました。
11. 2022年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役石山知直氏は任期満了により退任いたしました。
12. 2023年4月1日付にて、取締役の地位・担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 常 務 執 行 役 員	桜 井 哲 男	航空事業部担当、兼モビリティ営業第一部、モビリティ営業第二部管掌
取 締 役	鳥 尾 省 治	

(ご参考) 当社の執行役員

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

(2023年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	中 込 利 嘉	米州本部、欧州本部担当
常 務 執 行 役 員	中 嶋 粹 芳	関西支社長
常 務 執 行 役 員	峯 茂 樹	関東倉庫事業部、通関部担当、兼車両事業部長、兼海運・港運事業部長
常 務 執 行 役 員	稲 勝 志 貴 夫	化学品営業第一部、化学品営業第二部、ビジネスソリューション営業部、複合輸送営業部、グローバルロジスティクス営業部、食品物流営業部管掌
執 行 役 員	章 征 栄	中国統轄
執 行 役 員	木 村 国 雄	事業戦略部長
執 行 役 員	珍 田 昌 一	ビジネスソリューション営業部、複合輸送営業部、グローバルロジスティクス営業部、食品物流営業部担当
執 行 役 員	山 田 哲 稔	安全環境管理部担当、兼人事部長
執 行 役 員	大久保 忠 行	関東倉庫事業部長
執 行 役 員	不 破 淳	米国日新社長
執 行 役 員	北 川 義 剛	関西支社長補佐、兼電機・電子営業部長
執 行 役 員	森 川 哲 也	アジア本部、中国本部担当、兼グローバル戦略部長
執 行 役 員	清 水 俊 孝	化学品営業第一部担当、兼化学品営業第二部長
執 行 役 員	小 林 健 文	アジア統轄
執 行 役 員	生 田 博 一	航空事業部長、兼東京航空第一部長
執 行 役 員	矢 野 利 彦	モビリティ営業第一部担当、兼モビリティ営業第二部長
執 行 役 員	月 岡 元 尚	業務管理室担当、兼経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である藤本進氏、藤根剛氏、増田文彦氏および小粥純子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用等）について補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役および執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	支給総額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	8名 (1名)	168百万円 (7百万円)	83百万円 (-)	19百万円 (-)	270百万円 (7百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	36百万円 (36百万円)	- (-)	- (-)	36百万円 (36百万円)

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く。）の報酬額の総額には、当期の業績に基づき2023年度に支給される見込みの賞与を含めております。
2. 2015年6月24日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬額とは別枠として、2021年6月23日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 上記の非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。報酬の内容につきましては、4（4）④取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況につきましては、2（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

②業績連動報酬等に関する事項

事業年度毎の会社業績向上に対する意識を高めるため、業績連動報酬として取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対し賞与を支給しております。

賞与額算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当社連結業績における営業利益等から算出したEBITDAとしております。

業績指標としてEBITDAを選定した理由は、会計基準や設備投資の多寡等に左右されず、当社事業そのものの利益およびキャッシュフローの水準を判断することができるためです。

賞与支給額の算定方法は、過去の業績実績に基づくEBITDAを基準とし、その基準値に対する、前事業年度におけるEBITDAの達成比率に応じて算定された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

③非金銭報酬等に関する事項

当社は、当社取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）および取締役を兼務しない執行役員に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月23日開催の第112期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は役員退任時を原則とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額50百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。なお、その交付状況は2（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

④取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

イ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績向上への貢献意欲を高めるための変動報酬としての賞与および譲渡制限付株式報酬で構成する。

これらの報酬の比率は、目指す水準として、凡そ基本報酬7：変動報酬としての賞与2：株式報酬1とする。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

ロ) 取締役の報酬の決定

- 1) 基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役位、外部調査機関の経営者報酬調査データ等を参考に作成された原案を、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重のうえ、決定する。
- 2) 賞与については、支給額は、あらかじめ定める連結業績指標に応じた支給基準に基づき、業績達成度合いに応じて、基本月額報酬の0～6ヶ月分の範囲で変動するものとし、一定の時期に支給する。算定された賞与総額および各取締役への配分案について指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重のうえ、決定する。
- 3) 非金銭報酬等は株式報酬とし、当社の持続的な成長を図るための中長期的なインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する。

ハ) 決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系を構築すべく、決定方針の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年5月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

二) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役（監査等委員であるものを除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において年額360百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は10名です。

また、当該報酬額とは別枠として、2021年6月23日開催の定時株主総会において、取

締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長社長執行役員筒井雅洋が取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は指名報酬委員会へ原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申を尊重のうえ、決定しなければならないこと等の措置を講じているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
		期待される役割に対して行った職務の概要
取 締 役	藤 本 進	当期開催の取締役会17回の全てに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
		藤本進氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と高い見識を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。
取 締 役 (監査等委員)	藤 根 剛	当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
		藤根剛氏には、当社の指名報酬委員会の委員長に就任いただいております。銀行や企業経営者としての豊富な経験と高い見識や、財務に関する知見を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。
取 締 役 (監査等委員)	増 田 文 彦	当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
		増田文彦氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。長年にわたる港湾行政における豊富な経験と経営に関する高い見識を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。
取 締 役 (監査等委員)	小 粥 純 子	当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
		小粥純子氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。公認会計士・税理士としての財務および会計に関する知見と豊富な経験を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

64百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

64百万円

なお、当社の重要な子会社のうち、NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC.、NISSIN (U.K.) LTD.ほか6社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

- (注) 1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者も含まれております。
2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含まれております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、公正な企業活動を推進するために、その基本方針や具体的推進策を定めた企業行動憲章およびコンプライアンス関連諸規則を遵守するとともに、研修や社内掲示などを通じて、コンプライアンスに関する啓発・教育を行う。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス活動の実践に努めるとともに、内部通報制度を整備し不正行為等の早期発見と是正に努め、コンプライアンス経営をより一層強化する。

企業行動憲章では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、断固たる行動をとる旨定め、一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」により役職員に周知する。また、これらの勢力および団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し毅然と対応する。

監査室は内部監査基本計画に基づき、コンプライアンスや職務執行状況の監査を実施し、内部監査の結果を社長および取締役会ならびに監査等委員会に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性を評価し状況を把握する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要事項については、稟議規程および取締役会規程等の関連規程に基づき稟議書、議事録等を作成し、文書取扱規程により適正な保存および管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスに係るリスク、信用・法務リスク、オペレーショナル・リスクや環境および品質に係るリスクなどの経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社的観点より洗い出し適切な対応を図るため、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を行う。

自然災害等の緊急事態に対しては、安全確保と顧客貨物の保全、および会社財産の損害を最小限に抑え事業活動を早期に復旧させることを目的として、危機管理規程に基づき対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務を組織的かつ効率的に運営することを目的とし、役職員の職務分掌および責任権限規程を定める。また、組織および組織単位の業務分掌を定める規程により、経営組織および組織単位を明確にするとともに、各組織の所管や担当業務の分掌を定める。

取締役の職務執行の効率性を向上させるため、決裁権限規程に基づき、稟議書等により所定の承認を行うほか、重要事項については経営会議で審議したうえで取締役会に諮る。

取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に定められた付議基準に基づき、重要な業務執行を決定する。取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各部門が管轄する具体的な施策および効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を行い、その状況は各部門より、定期的に取り締り報告させることとしている。

内部統制の強化と業務品質向上のため、業務を指導する専任部署を設置し、グループ会社も含め、改善に取り組む支援体制を構築する。

⑤ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に業務執行、財務状況その他重要な情報について関係会社管理規程および日新グループ会計方針に基づき、当社への事前協議や報告を義務づけている。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスクについて年度毎にリスク報告書の提出を求め、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理体制を構築しリスクの管理を行うとともに、関係会社管理規程に基づく協議・報告や「コンプライアンス・マニュアル」により情報の共有化を図る。また、緊急事態発生時の子会社との連携・対処について危機管理規程により定める。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務執行のため関係会社管理規程にて責任権限を定めるとともに、年度予算等承認された事業計画の執行状況を定期的に取り締り報告に報告する。

二) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に企業行動憲章の周知や「コンプライアンス・マニュアル」の整備を求め啓蒙を図る。また、子会社内部監査を実施し、結果を子会社に通知するとともに概要を定期的に取り締り報告に報告する。

- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**
内部監査部門として監査室を置き、当室の所属員は監査等委員会の職務の補助を兼務する。
- ⑦ **⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査室所属の使用人の任命、異動等の取扱いについては監査等委員会と事前に協議のうえ決定する。
- ⑧ **⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査室所属の使用人の職務は、組織および組織単位の業務分掌を定める規程に定め、監査等委員会の指示に従う体制を確保する。
- ⑨ **監査等委員会への報告に関する体制**
イ) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役および使用人は、監査等委員会より事業に係る報告を求められた場合はすみやかに報告を行うものとする。また、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。
社内および社外に設置しているヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は内部監査についての情報を定期的に監査等委員会に報告する。
ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
社内および社外に設置している関係会社ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は子会社内部監査についての結果を監査等委員会に報告する。
- ⑩ **⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
子会社を含め取締役、監査役および使用人がヘルプデスクへの通報または相談を理由に不利益な取扱いを受けない旨を内部通報取扱規則等に規定している。
- ⑪ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担するものとする。
- ⑫ **監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
当社は、監査等委員会が会計監査人より定期的に監査の状況報告を受けるとともに、監査室と緊密な連携を保ち内部監査についての情報を活用した監査が実効的に行われる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を十分に議論のうえ決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。
また、コンプライアンス委員会を適宜開催し、当社および当社グループの法令遵守推進と、違反の未然防止に努めております。
- ② 内部監査につきましては、他の部門から独立した当社の監査室が、監査計画に基づき、当社および当社グループの内部監査を実施しております。
監査結果は、取締役会および監査等委員会に報告され、コンプライアンスの徹底や業務の改善に反映されております。
- ③ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価するため、内部統制評価委員会を設け、実施計画を策定し、計画に基づき当社および当社グループの内部統制評価を行っております。
- ④ リスクマネジメントの目的、体制を定めたリスクマネジメント規則および危機発生時の対応を定めた危機管理規程を整備するとともに、年度毎に当社および当社グループのリスクを洗い出し、対応を図るため、重要リスク管理表を作成しリスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書の閲覧等を通じ、取締役および使用人から事業に係る報告を受け、意思決定や業務執行の監査・監督を行っております。
監査等委員会は、その職務を補助する使用人を内部監査部門に擁するほか、内部監査部門および会計監査人と定期的に情報交換等を行っており、監査の実効性の確保に努めております。
- ⑥ 当社グループのサステナビリティ活動を組織的に有効かつ確実に推進するため、サステナビリティ委員会を設置し、マテリアリティの特定や課題解決に向けた目標設定、対応策の進捗管理を行い、その結果を経営会議、取締役会に報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営環境の変化や事業展開などを見据え、業績、財務状況、配当性向の水準などを総合的に勘案し、安定的配当の継続を基本に、株主に対する利益還元の充実に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の確立に向け、中長期的見地に立ったグローバルな事業展開をはじめ、物流施設やIT関連の整備・拡充および財務体質の強化のために活用してまいります。

なお、当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役会決議により剰余金の配当等を行う旨の定款変更を決議しております。

第114期期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金50円 総額 991,985,500円

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり90円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月8日

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	25,923	支払手形及び買掛金	11,066
受取手形及び売掛金	29,169	短期借入金	7,738
原材料及び貯蔵品	132	リース債務	3,222
その他	7,375	未払法人税等	2,527
貸倒引当金	△115	賞与引当金	2,816
流動資産合計	62,485	役員賞与引当金	83
固 定 資 産		その他	8,425
有 形 固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	35,880
建物及び構築物	31,291	固 定 負 債	
機械装置及び運搬具	4,108	社長期借入金	1,000
土地	26,379	リース債務	16,934
その他	2,923	長期未払金	7,733
有形固定資産合計	64,703	繰延税金負債	56
無 形 固 定 資 産		退職給付に係る負債	1,204
借地権	497	その他	3,209
その他	883	固 定 負 債 合 計	1,981
無形固定資産合計	1,380	負 債 合 計	68,000
投 資 そ の 他 の 資 産		純 資 産 の 部	
投資有価証券	18,156	株 主 資 本	
長期貸付金	242	資本金	6,097
退職給付に係る資産	1,426	資本剰余金	4,712
繰延税金資産	563	利益剰余金	63,428
その他	4,376	自己株式	△1,056
貸倒引当金	△71	株 主 資 本 合 計	73,182
投資その他の資産合計	24,693	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
固 定 資 産 合 計	90,777	その他有価証券評価差額金	5,565
資 産 合 計	153,263	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	2,772
		退職給付に係る調整累計額	613
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,952
		非 支 配 株 主 持 分	3,129
		純 資 産 合 計	85,263
		負 債 純 資 産 合 計	153,263

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	194,165
売上原価	167,560
売上総利益	26,605
販売費及び一般管理費	13,961
営業利益	12,643
営業外収益	
受取利息	168
受取配当金	611
持分法による投資利益	630
助成金の収入	67
その他	410
1,889	
営業外費用	
支払利息	456
為替差損	146
その他	294
898	
経常利益	13,634
特別利益	
投資有価証券売却益	961
補助金収入	59
固定資産売却益	50
1,071	
特別損失	
環境対策費	169
特別退職金	104
固定資産除却損	59
固定資産売却損	0
333	
税金等調整前当期純利益	14,371
法人税、住民税及び事業税	4,057
法人税等調整額	△599
3,458	
当期純利益	10,913
非支配株主に帰属する当期純利益	385
親会社株主に帰属する当期純利益	10,528

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,097	4,707	54,328	△1,284	63,848
当期変動額					
剰余金の配当			△1,428		△1,428
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,528		10,528
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		228	233
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	4	9,100	228	9,333
当期末残高	6,097	4,712	63,428	△1,056	73,182

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,673	-	1,496	576	7,746	2,812	74,406
当期変動額							
剰余金の配当							△1,428
親会社株主に帰属する 当期純利益							10,528
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							233
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△107	0	1,276	37	1,206	316	1,523
当期変動額合計	△107	0	1,276	37	1,206	316	10,856
当期末残高	5,565	0	2,772	613	8,952	3,129	85,263

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		113,186
売上原価		100,584
売上総利益		12,602
販売費及び一般管理費		6,700
営業利益		5,901
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	1,944	
受取賃料	53	
その他	187	2,228
営業外費用		
支社払利息	237	
社債償替利息	5	
為替差損	441	
その他	69	753
経常利益		7,377
特別利益		
投資有価証券売却益	961	
補助金収入	59	
固定資産売却益	6	1,027
特別損失		
貸倒引当金繰入額	191	
環境対策費	169	
固定資産除却損	50	411
税引前当期純利益		7,993
法人税、住民税及び事業税	2,366	
法人税等調整額	△497	1,869
当期純利益		6,123

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	
当期首残高	6,097	4,366	175	4,542	1,524	1,438	15,500
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の積立						40	
固定資産圧縮積立金の取崩						△92	
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	4	4	-	△51	-
当期末残高	6,097	4,366	180	4,547	1,524	1,387	15,500

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	10,123	28,586	△1,242	37,983	5,384	5,384	43,368
当期変動額							
剰余金の配当	△1,428	△1,428		△1,428			△1,428
当期純利益	6,123	6,123		6,123			6,123
固定資産圧縮積立金の積立	△40	-		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩	92	-		-			-
自己株式の取得			△0	△0			△0
自己株式の処分			228	233			233
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△140	△140	△140
当期変動額合計	4,747	4,695	228	4,928	△140	△140	4,787
当期末残高	14,871	33,282	△1,014	42,911	5,243	5,243	48,155

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 日新
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊丹 亮 資
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 康 恩 実
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日新の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日新及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 日新
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊丹 亮 資
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 康 恩 実
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日新の2022年4月1日から2023年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年 4月 1日から2023年 3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 日 新 監査等委員会
監査等委員 藤 根 剛 ㊟
監査等委員 増 田 文 彦 ㊟
監査等委員 小 粥 純 子 ㊟

(注) 監査等委員 藤根 剛、増田文彦及び小粥純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主通信（ご参考）

再生可能エネルギー由来電力を導入

当社は、東京本社、平和島冷蔵物流センターおよび関西地区 8 拠点における使用電力を、実質的な再生可能エネルギー由来の電力（以下、再エネ電力）契約に切り替えました。当該契約は、電気事業者から供給される通常電力に対し、環境価値を持つ非化石証書を組み合わせた実質的にCO₂を排出しない電力となります。

再生可能エネルギーへの転換は、当社グループのマテリアリティの1つである「脱炭素社会の実現と環境に配慮した循環型社会への貢献」に向けた取り組みであり、今後も再エネ電力の利用を始めとするCO₂排出量の削減施策を実施し、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

	東京本社 (東京都千代田区)	平和島冷蔵 物流センター (東京都大田区)	関西地区 8 拠点
開始時期	2022年 11月25日	2023年 1月1日	2022年 10月1日
供給電力量 (年間見込)	約0.6百万 kWh	約2百万 kWh	約6百万 kWh
CO ₂ 排出削減量 (年間見込)	約300t- CO ₂ 相当	約1,000t- CO ₂ 相当	約2,000t- CO ₂ 相当



再エネ電力への転換
(平和島冷蔵物流センター) (摩耶西冷蔵倉庫)

デジタルフォワーディングサービス「Forward ONE」全面リニューアル

当社は、デジタルフォワーディングサービス「Forward ONE」を全面リニューアルし、2023年3月27日にサービス提供を開始いたしました。

「Forward ONE」はお客様と当社の間で行われる「国際輸送費の算出、本船スケジュール・輸送スペースの確認、Booking依頼、書類のやり取り、船積作業の進捗管理、本船のトラッキング」などをオンラインサイト上で一貫して行うサービスです。

リニューアル版の第一弾として、当社が提供する海上・航空輸送のスケジュール検索や、海外費用を含めた概算費用の即時算出、輸送スペースの確認、Booking依頼が可能となりました。また、各運賃や国内外の費用、スケジュール情報を連携・活用することで、速やかに概算物流費や当社輸送スケジュールをご確認いただくことが可能となりました。

リニューアル版のリリース以降も二次開発を進めており、お客様にとって利便性の高いサービスを提供し続け、パートナー企業と共に貿易実務・輸出入手配の効率化を推進してまいります。

Forward ONE
Powered by NISSIN

見積検索 > 見積管理 > スケジュール検索 > ブッキング > 進捗管理 > トレース > 書類管理 > 請求情報 > 先送機能

1次開発リリース
2023年3月27日

2次開発リリース
2023年秋頃

3次開発リリース
2024年3月

- ☑ AIR-ICL 概算見積り
- ☑ AIR-ICL スケジュール検索
- ☑ 海外輸入運送費日 概算見積り
- ☑ Booking金額
- ☑ 船積情報のお知らせ
- ☑ 本船動静 リアルタイムトラッキング
- ☑ 通関・船積み作業 進捗管理
- ☑ ICL 概算費用のスケジュール検索
- ☑ 船名別 見積り受発の提示
- ☑ 保険会社との連携 (海損賠償) 付保情報 (証券保管)
- ☑ 請求書類の管理
- ☑ CO₂削減率の算出 (非強制)
- ☑ デジタル検印の連携 (検印ボード)

... and more

■ 神奈川埠頭倉庫営業所を建設

当社は、2022年5月に神奈川埠頭倉庫営業所の起工式を執り行い、2023年9月の営業開始に向け建設しております。

この倉庫は、当社の主要倉庫であった神奈川埠頭営業所を取り壊し、その跡地に建設されるもので、危険物倉庫と高圧ガス倉庫の機能を有しています。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、管理棟上部には太陽光発電装置を設置しております。

当社は、この施設を「京浜地区における危険物および高圧ガスの入出庫保管、輸出入の拠点」として位置付け、今後ますます高まることが予想されるケミカル物流のニーズに広えてまいります。



名称：「神奈川埠頭倉庫営業所」
 所在地：神奈川県横浜市神奈川区恵比須町
 9-7、5-14
 施設内容：危険物倉庫、高圧ガス倉庫
 建物構造：鉄骨造平屋建（危険物倉庫、高圧ガス倉庫）、鉄骨造2階建（普通倉庫）
 敷地面積：21,389.95m²
 保管面積：8,572.86m²
 開業予定：2023年9月

■ 横浜スタジアムのバックスクリーンに社名広告を掲載

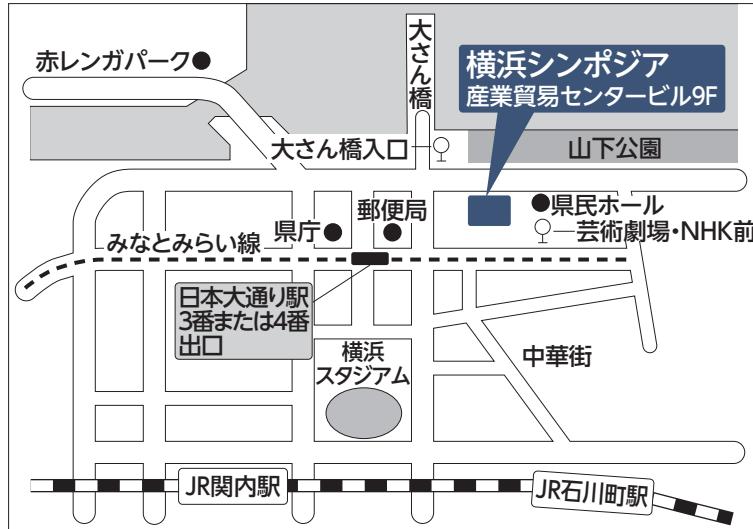
当社は、2023年の横浜スタジアム主催のプロ野球公式試合において、同球場のバックスクリーンに社名広告を掲載しております。（開幕戦からシーズン終了まで）

また、横浜DeNAベイスターズの球団ホームページにスポンサーとして当社名が掲載されています。

当社は「世界の人々に感動を運び、地球を笑顔で満たす」というパーパスを掲げ、横浜発祥の企業として、今後もスポーツ振興を通じて皆様に感動をお届けし、地域活性化に取り組んでまいります。



株主総会会場ご案内図



産業貿易センタービル 9階 横浜シンポジア
横浜市中区山下町2番地
電話 横浜 (045) 671-7151

- 日本大通り駅（みなとみらい線）
3番出口または4番出口徒歩5分
- 横浜駅（JR、市営地下鉄、東急東横線、みなとみらい線、京浜急行線、相鉄線）
市営バス：8/58系統 約15分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分
みなとみらい線：日本大通り駅まで6分 下車徒歩5分
- 桜木町駅（JR、市営地下鉄）
・市営バス：8/20/58系統 約10分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分
・市営バス：26系統 約10分 大さん橋入口下車徒歩1分
- 関内駅（JR、市営地下鉄）
徒歩15分 タクシー5分
- 石川町駅（JR）
徒歩15分 タクシー5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。